

令和2年度

定期監査（第1回）及び
財政援助団体等監査報告書

大網白里市監査委員

監 第 282 号
令和2年11月27日

大網白里市長 金坂 昌典 様
大網白里市議会議長 田辺 正弘 様

大網白里市監査委員 古川 光夫
同 岡田 憲二

令和2年度定期監査（第1回）及び財政援助団体等監査の結果報告につ
いて

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づく監査を、大網白里市
監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により次のとおり提出し
ます。

— 目 次 —

令和2年度定期監査（第1回）及び財政援助団体等監査報告

第1	監査の概要	1
1	定期監査	1
	(1) 監査の種類	1
	(2) 監査の対象及び説明聴取期日	1
	(3) 監査の範囲	1
	(4) 監査の着眼点	1
	(5) 監査の実施内容	1
	(6) 監査の結果	1
2	財政援助団体等監査	2
	(1) 監査の種類	2
	(2) 監査の対象及び説明聴取期日	2
	(3) 監査の範囲	2
	(4) 監査の着眼点	2
	(5) 監査の実施内容	2
	(6) 監査の結果	3
第2	個別の監査結果	4
1	定期監査	4
	秘書広報課	4
	議会事務局	5
	監査委員事務局	6
2	財政援助団体等監査	7
	アグリライフ大網	7～8
	大網白里市農業研究会	9
	大網白里市なつまつり実行委員会	10
	大網白里市民生委員児童委員協議会	11
	社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会	12～13
	大網白里市老人クラブ連合会	14～15
	大網白里市防犯組合	16～17

※ 収入率及び執行率は、原則として小数点以下第3位を四捨五入した。

令和2年度定期監査（第1回）及び財政援助団体等監査報告

第1 監査の概要

1 定期監査

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

(2) 監査の対象及び説明聴取期日

監査対象課等	説明聴取日
秘書広報課	10月22日
議会事務局、監査委員事務局	10月23日

(3) 監査の範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年8月31日まで）の財務に関する事務の執行等
ただし、必要に応じて上記期間以外も対象とした。

(4) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に従って適正かつ正確に行われているかなどを主眼とし、下記項目について検証した。

- ・ 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。
- ・ 財産の取得、管理、及び処分が適正に行われているか。
- ・ 備品の購入及び管理は適正に行われているか。
- ・ ルール等定めに沿った事務の運用が行われているか。
- ・ 郵券、現金の管理は適正に行われているか。 等

(5) 監査の実施内容

令和2年10月2日から令和2年10月23日まで、各課等から提出された監査資料及び関係書類帳簿を調査し、関係職員から説明を聴取した。

(6) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正であると認められた。

なお、各課等の個別の監査結果については別記のとおりである。

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

(2) 監査の対象及び説明聴取期日

補助金交付団体	所管課	説明聴取日
アグリライフ大網	農業振興課	10月22日
大網白里市農業研究会	農業振興課	
大網白里市なつまつり実行委員会	商工観光課	
大網白里市民生委員児童委員協議会	社会福祉課	10月23日
社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会	社会福祉課	
大網白里市老人クラブ連合会	高齢者支援課	
大網白里市防犯組合	安全対策課	

(3) 監査の範囲

令和元年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行等

(4) 監査の着眼点

財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、所管課の団体に対する指導監督が適正に行われているかなどを主眼とし、下記項目について検証した。

①財政援助団体等

- ・事業が計画に従って実施され、十分な成果が上げられているか。
- ・補助金が、交付要件に従って支出されているか。
- ・補助金に係る会計経理は適正に行われているか。 等

②所管課

- ・補助金交付要綱等により、補助対象事業の内容が明確にされているか。
- ・補助金の交付目的や交付要件は適切か、また公益上の必要性は十分か。
- ・補助額の積算根拠は適正か。
- ・補助金の支出に対して、審査の方法は適正か。
- ・補助金の成果の確認は、実績報告書等によりなされているか。 等

(5) 監査の実施内容

令和2年10月2日から令和2年10月23日まで、財政援助団体等及び所管課から提出された監査資料及び関係書類帳簿を調査し、監査資料に基づき、財政援助団体等関係者及び所管課から説明を聴取した。

(6) 監査の結果

財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行等については、おおむね適正であると認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられた。

なお、個別の監査結果については別記のとおりである。

【参考】 監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合
指導事項	<ul style="list-style-type: none">・事務処理等について適性を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

第2 個別の監査結果

1 定期監査

〈秘書広報課〉

(1) 職員の配置状況 (令和2年8月31日現在) (単位:人)

課等、班	職員数	職員内訳
秘書広報課	2	課長1 副課長1
秘書広報班	4	主査1 副主査1 主事2
合計	6	

(2) 所掌事務

班名等	主な事務分掌
秘書広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長及副市長の秘書に関する事 ・ 市広報その他広報刊行物の編集及び発行に関する事 ・ 市ホームページに関する事 等

(3) 予算の執行状況 (令和2年8月31日現在)

一般会計 (歳入) (単位:円、%)

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率 (対調定)
雑入	366,000	60,000	60,000	0	100.00%
計	366,000	60,000	60,000	0	100.00%

一般会計 (歳出) (単位:円、%)

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
一般管理費	1,499,000	1,498,200	800	99.95%
文書広報費	9,721,000	3,550,005	6,170,995	36.52%
秘書渉外費	11,273,000	6,808,137	4,464,863	60.39%
計	22,493,000	11,856,342	10,636,658	52.71%

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正であると認められた。

〈議会事務局〉

(1) 職員の配置状況 (令和2年8月31日現在) (単位:人)

課等、班	職員数	職員内訳
議会事務局	4	事務局長1 副主幹1 主任書記2
合計	4	

(2) 所掌事務

班名等	主な事務分掌
議会事務局	・本会議に関すること ・委員会、全員協議会、その他諸会議に関すること ・秘書に関すること 等

(3) 予算の執行状況 (令和2年8月31日現在)

一般会計 (歳出)

(単位:円、%)

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
議会費	124,605,000	58,304,990	66,300,010	46.79%
計	124,605,000	58,304,990	66,300,010	46.79%

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正であると認められた。

〈監査委員事務局〉

(1) 職員の配置状況 (令和2年8月31日現在) (単位:人)

課等、班	職員数	職員内訳
監査委員事務局	2	事務局長 1 主任書記 1
合計	2	

(2) 所掌事務

班名等	主な事務分掌
監査委員事務局	・ 例月現金出納検査、決算審査、定期監査等に関すること ・ 監査等の結果報告に関すること ・ 住民監査請求等に関すること 等

(3) 予算の執行状況 (令和2年8月31日現在)

一般会計 (歳出)

(単位:円、%)

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
監査委員費	1,037,000	385,944	651,056	37.22%
計	1,037,000	385,944	651,056	37.22%

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正であると認められた。

2 財政援助団体等監査

〈アグリライフ大綱〉

(1) 目的

会員相互の密接な連絡をはかり健全な発展を期すると共に、地域農業の振興及び社会生活の向上に寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要（令和元年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
アグリライフ大綱補助金		
① 会員相互の活動交換	77,809円	62,000円
② リーダーの養成		
③ 地元農産物を使った加工技術の研究		

(3) 監査の結果

①財政援助団体

【指摘事項】

事業の成果について

アグリライフ大綱が行う主な事業は、加工技術研究として年8回の料理講習会を実施している。

補助金の殆どは料理講習会の材料費に充当されており、特産品の開発活動を行っているが、研究した結果を発表する場がなく、研究の成果が見えないところである。

今後、補助金交付団体として活動していくために、公益性のある活動となしうるよう研究の成果を発表するなどし、研究した成果が幅広く市民に行きわたるような活動が必要である。

②所管課

【指摘事項】

補助金の交付について

補助金を交付するに当たっては、大綱白里市補助金等交付基準に基づき、事業の交付要件である公益性、効果、必要性、公平性、適格性を補助金実績報告などで検証したうえで、補助金等の交付要件に合致するか十分に検討すること。

補助金交付要綱の策定について

交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであることから、市の計画、施策に沿うようその公益目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなしうるよう、事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備すること。

【指導事項】

補助金関係書類の事務処理について

交付申請書に添付された収支予算書において、収入の部の説明欄に記載がなかった。

また、実績報告書に添付された、収支決算書では、翌年度へ繰り越すべき財源に記載誤りがあった。

書類の審査にあつては、十分な審査と確認を行い、適正な事務の執行に努められたい。

〈大網白里市農業研究会〉

(1) 目的

地域農業の発展に資するため、組織を通じた仲間づくりを図りながら、農業の諸問題についての研究・研修を重ね、農業の担い手として必要な教養と技術を身に付けるとともに、関係機関及び消費者等との共同活動を実践することによって、個々の農業経営の改善意欲の増進及び進展を図ることを目的としている。

(2) 事業の概要（令和元年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
農業研究会補助金 ① 農業諸問題の調査研究及び提言 ② 農業技術及び農業経営の向上に関する研修、視察 ③ 地産地消、食育活動の推進のための消費者との交流 ④ 会員相互の親睦及び関係機関との連携 ⑤ その他この組織の目的を達成するために必要な事業	849,538円	360,000円

(3) 監査の結果

①財政援助団体

【指摘事項】

会計経理について

大網白里市農業研究会の運営費は、補助金、会費及び事業収入を財源として運営されており、その会計経理について監査をしたところ、令和2年3月末日現在の金銭出納帳と預金通帳の残高が一致していなかった。

一部現金で管理しているという事であったが、本来は、金銭出納帳と預金通帳の双方で支出入を確認すべきであり、補助金は公金であるという意識を持ち適正な会計処理に努められたい。

②所管課

【指摘事項】

補助金交付団体への指導について

補助金の適正な会計処理について、補助金交付団体に対し指導すること。

【指導事項】

補助金関係書類の事務処理について

実績報告書に添付された収支決算書において、翌年度へ繰り越すべき財源に記載誤りがあった。

書類の審査にあつては、十分な審査と確認を行い、適正な事務の執行に努められたい。

〈大網白里市なつまつり実行委員会〉

(1) 目的

委員会は、花火の集客力を活用し、市内外からの観光客等を集客し、本市の知名度向上及び地域の活性化に努める。また、青少年をはじめとする市民が、郷土愛を深め、心のふれあいの場となる花火大会を企画し、円滑な運営を図ることを目的としている。

(2) 事業の概要（令和元年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
市なつまつり実行委員会補助金		
① 花火大会を運営するために必要な企画及び実施に関する事	10,917,322円	4,000,000円
② その他目的を達成するために必要と認めること		

(3) 監査の結果

①財政援助団体

出納その他の事務の執行等については、おおむね適正であると認められた。

事業の運営費には補助金及び市民からの寄付金が充当されていることから、寄付金についても補助金同様に支出内容には留意して活動されたい。

②所管課

【指摘事項】

補助金交付要綱の策定について

交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであることから、市の計画、施策に沿うようその公益目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなしうるよう、事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備すること。

【指導事項】

補助金関係書類の事務処理について

交付決定通知書において、補助の対象とする事業又は事務費の明細欄の記載が、補助金を充当した経費の内容を記載すべきところ、事業費全体の明細を記載していた。

補助金交付決定通知書の記載については、作成例に基づき記載されるよう適正な事務の執行に努められたい。

〈大網白里市民生委員児童委員協議会〉

(1) 目的

本会は民生委員法第24条に定める任務の遂行を図り、もって大網白里市内の各地区民生委員児童委員協議会の相互連携と活動の充実及び委員相互の親睦と、地域福祉に寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要（令和元年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
民生委員児童委員協議会補助金 ① 地区民生委員児童委員協議会の指導及び連絡調整 ② 研修の計画及び実施 ③ 調査研究及び資料、情報交換 ④ 関係行政機関との協力 ⑤ 関係福祉団体への連絡提携 ⑥ その他本会の目的達成のため必要な事業	4,252,583円	1,257,000円

(3) 監査の結果

①財政援助団体

出納その他の事務の執行等については、おおむね適正であると認められた。

②所管課

【指導事項】

補助金関係書類の事務処理について

交付申請書に添付された収支予算書において、収入の部の説明欄に記載誤りがあった。書類の審査にあつては、十分な審査と確認を行い、適正な事務の執行に努められたい。

〈社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会〉

(1) 目的

大網白里市社会福祉協議会の組織運営及び地域福祉事業の円滑な推進を図ることを目的としている。

(2) 事業の概要（令和元年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
社会福祉協議会運営費補助金 ① 社会福祉協議会運営事業 ② 福祉活動専門員設置事業 ③ 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業 ④ ふれあいのまちづくり事業 ⑤ 敬老事業 ⑥ 総合相談事業	55,460,912円	47,447,024円

(3) 監査の結果

①財政援助団体

【指摘事項】

補助金の使途について

社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が補助金を活用して行う主な事業は、社会福祉協議会運営事業、福祉活動専門員設置事業、地域ぐるみ福祉ネットワーク事業、ふれあいのまちづくり事業、敬老事業、総合相談事業であり、補助金交付金額47,447,024円の内、敬老事業費2,974,410円を除く多くは人件費等に充当されている。

敬老事業費補助金は、市から協議会に交付されたのち協議会から各支部に補助金を再交付しており、各支部に求めた決算報告資料等を監査したところ、敬老事業とは関係ない防犯用品の購入など、疑問を持たざるを得ない支出が多く見受けられた。

協議会は所管課とともに補助対象以外に支出されたものを精査し、各支部に返還を求めるなど必要な措置を講じること。

②所管課

【指摘事項】

補助金の交付事務について

敬老事業は、協議会の各支部が、市から協議会へ交付された補助金の再交付を受け、事業をそれぞれ実施されてきたが、本補助金は令和元年度をもって終了としているところである。

敬老事業に係る各支部の補助金の使途について監査したところ、敬老事業には充当できないと思慮される多くの支出が見受けられた。

大網白里市補助金等交付基準（補助金等の検証）によると、実績報告書が提出さ

れた時は、補助金等の不適切な使用がないかを補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類でその用途を確認するとされている。

しかしながら、所管課及び協議会双方において実績報告書の確認を証拠書類等を用いて検証しないまま交付額を確定しており、補助金の決定に際しては審査が不十分だったと言える。

所管課は協議会とともに補助対象以外に支出されたものを精査し、各支部に返還を求めるなど必要な措置を講じること。

〈大網白里市老人クラブ連合会〉

(1) 目的

会員相互の親睦を図るとともに、高齢者の生きがいと健康づくりのため事業を実施し、介護予防にむけた諸施策を行い会員の地位向上と明るい社会づくりに寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要（令和元年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
老人クラブ連合会が行う健康づくり事業補助金 ① 介護予防と健康寿命 ② 食生活改善 ③ スポーツの普及	573,179円	573,179円

(3) 監査の結果

①財政援助団体

【指摘事項】

補助金の使途について

大網白里市老人クラブ連合会が行う健康づくり事業は、介護予防と健康寿命、食生活改善、スポーツの普及を事業計画とし活動を行っている。

補助金の主な使途としては、グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会、ゲートボール大会等に係る経費であり、車賃、昼食代、道具購入代及び参加賞等に支出されていることが確認された。

車賃については、市の旅費に関する条例で定める金額と異なっており、同条例に準じて支出すべきと思料する。所管課に確認することが必要である。

昼食代等の飲食に係る経費は、大網白里市補助金等交付基準（補助金の使途）によれば、原則として補助金を充当することはできない。ただし、例外的に認められている場合もあるので、必要な場合については、所管課に確認することが必要である。

また、年度末においてスポーツ大会に必要な道具を購入しているとのことであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により大会中止があった中で、年度末での購入が必要であったのか検討すべきであった。

更に、補助金でゴミ袋等の参加賞の代金を支出しているが、社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしい経費であるのか、所管課と検討することが必要である。

②所管課

【指摘事項】

補助金の使途について

大網白里市老人クラブ連合会が行う健康づくり事業の会計帳簿及び領収書を確認したところ、補助金の使途に、品名明細が確認出来ない領収書や補助対象経費とし

て適格性を欠くものなどが散見された。また、補助事業完了間際に、スポーツ大会に使用すると思料される物品購入がみられ、執行上好ましくないものである。

大網白里市補助金等交付基準（補助金等の検証）によると実績報告書が提出された時は、補助金等の不適切な支出がないかを補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類でその用途を確認することとしていることから、所管課は交付額確定に際して審査が不十分だったと言える。

補助金等交付基準を習熟し厳格なチェックと十分な指導をすること。

また、補助金対象経費を明確にし、補助金交付団体に説明すること。

補助金交付要綱の策定について

交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであるから、市の計画、施策に沿うようその公益目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなすよう、事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備すること。

【指導事項】

補助金関係書類の事務処理について

交付決定通知書及び変更決定通知書において、補助事業に要する経費の配分及び補助金等の額の区分に記載する事項については、作成例に基づき記載されるよう適正な事務の執行に努められたい。

また、実績報告書に添付された収支決算書では、支出の部の支出済額に記載誤りがあった。

書類の審査にあつては、十分な審査と確認を行い、適正な事務の執行に努められたい。

〈大網白里市防犯組合〉

(1) 目的

本組合は、大網白里市に居住する者及び市内に事業所を有する者、又は勤務する者等、市に関係ある者が相互協力し、自主的に犯罪の予防警戒にあたるとともに捜査機関の要請に応じて協力し、犯罪のない住みよい明るいまちづくりのための施策を樹立し、実践することを目的としている。

(2) 事業の概要（令和元年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
市防犯組合補助金		
① 防犯思想の普及活動		
② 防犯のための警戒及び施設の設置		
③ 事件発生の際の捜査に対する協力	1,634,354円	1,595,334円
④ 防犯のための青少年への啓発		
⑤ 功労者に対する表彰並びに具申		
⑥ その他防犯目的遂行に必要な事項		

(3) 監査の結果

①財政援助団体

【指摘事項】

補助金交付要件である適格性について

大網白里市防犯組合（以下「防犯組合」という。）は、犯罪のない住みよい明るいまちづくりのため、防犯思想の普及活動、防犯パトロールの実施及び防犯灯事業を実施しており、活動は各支部に委ねられている。補助金は、同組合の運営事業費である事業費（防犯キャンペーン・一般防犯灯設置等）、事務費（通信費等）及び支部運営費に対して交付されている。

防犯組合を監査したところ、市からの補助金1,595,334円の内、1,258,000円が防犯組合から各支部に支部運営費として再交付されており、各支部の収支決算書では、補助金は、組合費、防犯灯費（又は区費負担金）及び前年度の繰越金とともに内容を記載し収入として計上されており、防犯灯管理費及び活動費等が支出として計上されていた。収入と支出の差額が繰越金となるが、繰越金は運営費の単なる余剰金であるのか、特定の事業を目的として積み立てられたものであるのか不明であり、翌年度への繰越金が補助金額を多く上回っている支部が見受けられた。

大網白里市補助金等交付基準（交付要件及び補助金等の検証）によれば、団体等の決算における繰越金又は余剰金が市補助金の額を超えていないものを補助金の要件としており、更に、運営費補助にあっては、繰越金が補助金を超えている場合は、補助金額を減額調整すること。また、余剰金・繰越金・積立金が多い団体、自立できる団体については、補助の必要性について適宜見直しを図ることとなっている。

交付基準に従えば、繰越金が補助金を超えているので、補助金額の減額調整等の対象となる。各支部の防犯組合は、繰越金、収入及び支出の内容を検討し、補助金の申請を行うのであれば、補助金の対象団体としての適格性を備えることが必要である。

②所管課

【指摘事項】

大網白里市補助金等交付基準を超過した翌年度への繰越金について

大網白里市補助金等交付基準（交付要件）によると、団体等の決算における繰越金又は余剰金が市補助金の額を超えていないものを補助金の要件としており、更に、運営費補助にあつては、繰越金が補助金を超えている場合は、補助金額を減額調整すること。また、余剰金・繰越金・積立金が多い団体、自立できる団体については、補助の必要性について適宜見直しを図ることとなっている。

しかしながら、防犯組合においては、財政援助団体への指摘事項に記載したとおり、翌年度への繰越金が補助額を多く上回っている支部が見受けられた。

所管課は、今後の補助金等の交付に当たっては、交付基準に従い、補助金等の交付要件に合致するか十分に検討すること。

また、各支部へ補助金が再交付されていることから、その用途については十分確認すべきである。

補助金交付要綱の策定について

交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであるから、市の計画、施策に沿うようその公益目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなしうよう、事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備すること。